

## 第 10 回松江市ノーマイカーウィーク参加事業所表彰について

### 1. 目的

松江市一斉ノーマイカーウィーク（以下「ノーマイカーウィーク」という。）に参加した事業所のうち、特に取り組みが顕著な市内事業所を表彰することにより、今後のノーマイカー運動への一層の意欲の向上とともに、意識の継続を図り、持続的な公共交通利用促進及び渋滞緩和、CO<sub>2</sub>削減を実現するもの

### 2. 実施主体

松江市公共交通利用促進市民会議及び松江市

### 3. 表彰基準

松江市一斉ノーマイカーウィーク参加事業所のうち、以下の取り組みを行った事業所

#### ① 継続表彰

平成 30 年度を含む過去 10 年間及び 5 年間、3 年間継続して参加した事業所

#### ② 取り組み顕著表彰

平成 30 年度において特に取り組みが顕著であった事業所

※ 「参加者数」「延べ参加者数」の 2 指標により、それぞれ上位 10 事業所とする

※ ただし、①を除く。また、過去①②を受賞した事業所を除く

#### ③ 上記①②のいずれにおいても、主催者・共催者を除く

※②については後援者及びその構成団体を除く

### 4. 表彰事業所数

(単位：事業所数)

表 彰 基 準	H30 表彰 (案)	H29 表彰	H28 表彰	H27 表彰	H26 表彰	H25 表彰
10 年間継続参加事業所	11	-	-	-	-	-
5 年間継続参加事業所	8	12	2	8	8	18
3 年間継続参加事業所	17	11	15	18	5	15
取 り 組 み 顕 著 事 業 所	2	10	23	12	18	9
合 計	38	33	40	38	31	42

### 5. 表彰式

平成 31 年 3 月 20 日 (水) 16:00～ 於：松江歴史館 歴史の指南所

## 松江市一斉ノーマイカーウィーク参加事業所表彰制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松江市一斉ノーマイカーウィーク（以下「ノーマイカーウィーク」という。）に参加した事業所のうち、特に取り組みが顕著な市内事業所を表彰することにより、今後のノーマイカー運動への一層の意欲の向上とともに、意識の継続を図り、持続的な渋滞緩和及びCO<sub>2</sub>削減、公共交通利用促進を実現することを目的とする。

### (表彰の対象)

第2条 対象は、次の(1)から(4)までのいずれかを満たし、かつ(5)を満たす事業所とする。

- (1)過去10年間、ノーマイカーウィークに継続して参加した市内事業所
- (2)過去5年間、ノーマイカーウィークに継続して参加した市内事業所
- (3)過去3年間、ノーマイカーウィークに継続して参加した市内事業所
- (4)当該年度のノーマイカーウィークにおいて、特に取り組みが顕著であった市内事業所
- (5)ノーマイカーウィークの主催者・共催者ではない事業所

### (表彰)

第3条 市長は、前条で定める事業所に対し、表彰を行うものとする。

2 前項の規定による表彰は、市長が別に定める日において、表彰状を贈呈して行うものとする。

3 被表彰者の決定については、次の手続きによるものとする。

- (1)被表彰者の選考方法については、「松江市公共交通利用促進市民会議」で決定するものとする。
- (2)被表彰者は、前項の選考に基づき、市長が決定する。

### (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年2月21日から施行する。

この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

この要綱は、平成27年2月27日から施行する。